

平成 21 年度 第 1 回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

- 日 時：平成 21 年 5 月 28 日（木） 午後 3 時 30 分から 4 時 40 分まで
- 場 所：府中市役所 北庁舎 第 3 会議室
- 出席者：（五十音順・敬称略）
 - <委 員> 12 名
石塚幸夫、上野広美、岡田テイ子、加藤良三、小嶋澄子、篠原昇、下條輝雄、野沢邦江、宮島義和、見ル野一太、山崎隆、和田光一
 - <事務局>
府中市長（野口）、福祉保健部長（鎌田）、福祉保健部次長兼地域福祉推課長（三ヶ尻）、地域福祉推進課長補佐（山崎）、地域福祉推進課社会福祉係長（倉光）、地域福祉推進課（小島、堀）
- 傍聴者：なし
- 議 事
 - 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 委員紹介
 - 4 事務局紹介
 - 5 議題
 - (1) 正副会長選任
 - (2) 福祉のまちづくり条例の改正の方向性と基本的考え方について
 - (3) その他
 - 6 閉会
- 資 料
 - 資料 1 府中市福祉のまちづくり推進審議会委員名簿
 - 資料 2 府中市福祉のまちづくり条例及び同施行規則
 - 資料 3 福祉のまちづくり推進審議会審議事項について
 - 資料 4 福祉のまちづくり条例改正の方向性について
 - 資料 5 平成 20 年度福祉のまちづくりに関する実績について

■ 議事概要

事務局：皆様こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただ今より府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。

本日の会議は委員 15 名中 12 名の出席をいただいておりますので、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第 18 条に規定する定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。なお、欠席の委員さんは、太田委員、十蔵寺委員、鷹野委員の 3 名で、都合によりご欠席との連絡をいただいております。

それでは、お手元に配布してございます次第に従いまして、進めさせていただきたいと思いますが、委員の皆様への委嘱状につきましては、卓上にご用意させていただいておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

なお、席順に関しましては、五十音順に並んでいただいております。

それでは、審議会委員の皆さまに市長よりご挨拶申しあげます。

野口市長、よろしく願いいたします。

市長：府中市長の野口と申します。どうぞよろしく願いいたします。

ご挨拶申しあげます。

このたび、府中市福祉のまちづくり推進審議会委員への就任をお願いいたしましたところ、快くご承諾をいただき、また本日はお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃から市政の様々な分野におきまして、ご理解、ご協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして、深く感謝申しあげる次第でございます。

ご案内のとおり、本市では、平成8年に制定しました「府中市福祉のまちづくり条例」に基づき、本年3月に開業しました JR 西府駅をバリアフリー化するなど、公益施設や店舗、医療施設などに対しまして、福祉環境整備の指導を行っております。今後も引き続き、京王線の東府中、多磨霊園、武蔵野台の3駅のバリアフリー化等につき協議するなど、本年度、新たに策定しました府中市福祉計画に基づき、ますます進展する少子・高齢化や急激な社会経済状況の変化に対応してまいります。

委員の皆様におかれましては、平成19年の「ユニバーサルデザインガイドライン」の策定にあたり、ご協力をいただくなど、本市の福祉施策の充実にご尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。このガイドラインを受け、「福祉のまちづくり条例」の改正を考えており、当審議会でご審議いただきたいと考えております。

委員の皆様には、今後2年間「福祉のまちづくり推進審議会委員」として貴重なご意見を賜りますよう重ねてお願い申しあげますとともに、皆様のより一層のご健勝、ご活躍を心より祈念申しあげまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

事務局：ありがとうございました。

次に、委員さんのご紹介ですが、当審議会委員名簿をお手元にお配りしてございますので、ご参照いただきながら、名簿順に自己紹介をお願いいたします。それでは、石塚委員からお願いいたします。

(各委員自己紹介)

事務局：続きまして事務局紹介に移らせていただきますが、ここで野口市長につきましては、次の公務が控えておりますので、これもちまして退席させていただきます。それでは、事務局を担当いたします福祉保健部地域福祉推進課職員の自己紹介をいたします。鎌田福祉保健部長からお願いいたします。

(事務局紹介)

事務局：それでは、議題に入る前に事前に郵送いたしました資料の確認をさせていただきます

ます。上から順番に確認してまいります。

(資料確認)

以上でございますが、不足などございましたら、事務局へお申し出願います。よろしいでしょうか。

また、本日の会議には視覚に障害のある方と、聴覚に障害のある方がいらっしゃいますので、ご発言の際は挙手をしていただき、お名前をおっしゃってからお話しくださるようよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、5の議題に移らせていただきます。

まず議題の(1)「正副会長選任」についてでございますが、正・副会長につきましては、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第16条第2項の規定により、委員の互選によることとなっております。

いかがいたしますか。ご意見を賜りたいと存じます。

委員：会長につきましては社会福祉関係に通じておられて、また今回第1回目ですが過去の経緯もあろうかと思しますので、会長の経験をお持ちの和田委員を推薦したいと思えます。

事務局：ただいま、和田委員を会長にご推薦の旨のご発言がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは和田委員を会長に決定させていただきたいと存じます。

副会長につきましては、いかがいたしましょう。

委員：会長に一任したい。

事務局：会長に一任とのご発言がございましたが、和田会長いかがでしょうか。

会長：前回もいっしょにしておりました、鷹野委員を副会長に推薦させていただきたいと思えます。

(異議なしの声)

委員：副会長は1名と決まっていますのでしょうか。

事務局：規則上1名と解釈しております。

会長：1名で大丈夫だと思います。委員の皆様にはご意見を含めてご協力をお願いしたいと思えます。

事務局：それでは会長につきましては和田委員、副会長につきましては鷹野委員に決定させていただきたいと思えます。

早速でございますが、和田会長に就任のご挨拶をお願いいたします。

会長：皆様、お忙しいなかどうもご苦労様です。これから2年間、福祉のまちづくりについて、とりわけユニバーサルデザインの流れに沿って審議をしていきたい。そのなかで、府中市福祉のまちづくり条例の改正というのがまず第1点目の目的かなと思っております。ぜひみなさんの意見をいただきまして、まちづくりの条例をしっかりと作って、やっぱり府中に住んでよかったなと思えるようなシステムをみなさんの意見を取り入れながら作っていききたいと思えますのでご協力をお願い

いたします。よろしくお願ひいたします。

事務局：どうもありがとうございました。

会長が決まりましたので、市からの審議の依頼について、依頼書を、福祉保健部長から会長にお渡しさせていただきます。委員のみなさまには写しを配布させていただきます。

内容を読み上げます。審議依頼事項としまして、

- 1 府中市福祉のまちづくり条例の改正の考え方について
 - 2 府中市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準の改正の考え方について
 - 3 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画に関する事項について
- となっております。

それでは、日程5議題の(2)の「福祉のまちづくり条例の改正の方向性と基本的考え方について」以降につきましては、会長に議事を進めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

会長：それでは、議事を進めさせていただきます。日程5の(2)福祉のまちづくり条例の改正の方向性と基本的考え方について事務局より説明をお願ひいたします。

事務局：それでは説明いたします。資料3をご覧ください。

本審議会の審議事項についてご説明いたします。

1点目は、「福祉のまちづくり条例改正に係る検討」でございます。

昨今の福祉のまちづくりには「バリアフリー」から「ユニバーサルデザイン」へという流れがございます。お手元に配布させていただきましたが、本市においても平成19年に「ユニバーサルデザインガイドライン」を策定しております。ユニバーサルデザインの中心な考え方というのは、高齢者や障害のある方だけでなく、すべての人を対象とするということにあると考えておまして、「福祉のまちづくり条例」もこの考え方に沿って改正したいと考えております。

そこで、改正の考え方と方向性につき、審議会から市に提言を行っていただきたいと考えております。

2点目は、「施設の整備基準についての検討」でございます。整備基準とは、例えば出入口の幅を何cm以上とすることや、スロープの勾配をいくつにするかということで、これらの基準をもとに施設整備を行っております。この基準の見直しを検討していただきたいと考えております。

東京都福祉のまちづくり条例と府中市の条例との関係性でございますが、現在、府中市のほかに独自に条例を制定しているのが、世田谷区、町田市、狛江市、調布市、小平市、日野市の6区市でございます。これらの独自条例において、東京都の基準と同等かそれ以上の措置を講じる場合に東京都条例の適用が除外されますので、東京都福祉のまちづくり条例との整合性を図る必要性が生じてまいります。また、整備基準の詳細につきましては、小委員会を設置して作業をお願ひしたいと考えております。

3点目が「府中市福祉計画」に関する評価、点検等でございます。計画は次回、

皆様にお配りしたいと考えております。

スケジュールの案につきましては1ページの表のとおりでございます。次回の日程等につきましては後ほどご説明いたします。

続きまして資料4をご覧ください。

1ページは条例改正のイメージです。中央に基本理念を記載しておりますが、条例改正にあたっては、まず理念を確定する必要があるがございますので、不足等あるか、ご意見をいただきたいと考えております。

2ページは現行の条例の構成と改正案でございます。3ページ以降に詳細を記載しておりますが、12条で「情報のバリアフリー」への対応、18条で「整備基準の遵守」ということで条文の新設を考えております。

3ページは条例改正の具体的な案文です。東京都の条例を参考にし、記載しております。

以上で資料の説明を終わります。現在はまだ改正の案の段階でございますので、追加すべき事項等あれば、ご意見を賜りたいと思います。ご審議をよろしく願います。

会 長：質問等ございますか。

委 員：ユニバーサルデザインというのは一般的な言葉ですか。府中市だけで使おうとするものか、それとも国全体としていわゆるバリアフリーにも使えるものとして最近出てきた言葉なのか教えていただきたい。そうしないと、ここでなぜ英語のようなものが出てくるのか、意味が分からなくなってしまいます。

会 長：一つは次回配布されると思いますが、福祉計画のなかでバリアフリーからユニバーサルデザインへと詳しく書いてあります。それを受けて、ユニバーサルデザインについて、これからどういうところでやっていくのか、具体的に論議をしていく。

それとは別に国ではバリアフリー新法を制定しまして、そのなかでユニバーサルデザインについて入っています。最初からバリアのないものを作っていこう、あるいは精神的なもの、偏見や差別のないものを作っていこうという形で入っています。

それを受けまして東京都が福祉のまちづくり条例を改正、また府中市もそれを補足しながら独自の考え方をこの審議会で討議しまして、一定の考え方を出していくことになろうかと思えます。

事 務 局：言葉の説明について、バリアフリーはバリア（障壁）をフリー（なくす）ということで、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味です。もともとは建築用語として使用されていましたが、現在では障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられています。

次にユニバーサルデザインは、バリアフリーを包含し、より発展したものになります。年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多く

の人が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインするという意味です。

7つの原則がございまして、

- ①だれもが公平に利用できること（公平性の原則）
- ②利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）
- ③使い方が簡単ですぐわかること（単純性と直感性の原則）
- ④使い方を間違えても、重大な結果にならないこと（安全性の原則）
- ⑤必要な情報がすぐ理解できること（認知性の原則）
- ⑥無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること（効率性の原則）
- ⑦利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること（快適性の原則）

というように、最初から使いやすいようにデザインしていくというバリアフリーを発展させた考え方となります。

委員：バリアフリーというのは一般的になっておりますが、ユニバーサルデザインというのはまだ認知度が低い。条例にもありますように普及・啓発に努めていただいて、認知度を高めていただきたい。

事務局：委員ご指摘のとおり、横文字でなじみのない言葉という認識もありますので、いろいろな機会を捉えまして、例えば福祉まつり等で周知をしているところですが、今後も言葉の説明から制度の説明も含めまして広報を考えていきたいと思っております。

委員：英語のバリアフリーとユニバーサルデザインということばがよく分からないので、資料のようなものを作っていただけるとありがたい。

会長：バリアフリーという言葉がようやく定着してきたなかで、もう一つ横文字でユニバーサルデザインという言葉が出てきました。バリアフリーというのは壁など出ているものを通りやすいように引っ込める、ユニバーサルデザインというのはそもそも最初からだれでも使える建物等を作っていこうじゃないかというのがやさしいまちづくりの基本であるということで、それを理論付けたのが資料にあります7つの原則などになるということでご理解いただけたらと思っております。

委員：調べていただければ、「国籍にかかわらず」と国際的なことも書かれていますので、海外の福祉のなかでユニバーサルデザインというのが一般化しているのか、使われているのであれば海外の人にもわかると思うのですが、そうでなければこの中で定義してみたところで国際的にもならないので、そういうところも含めて調べていただいたほうがこれから作る条例にはいいと思っております。

会長：その辺も含めまして調べていただいて、再度説明をお願いいたします。

資料3の条例スケジュール案のところ、条例改正まで期間も短いので、小委員会を設置して詳細を検討し、たたき台を提示しながら議論したほうが早いのかなと思っておりますが、そのあたり事務局いかがですか。

事務局：事務局から小委員会について提案がございまして、委員の構成案につきまして、正・副会長、建築分野から石塚委員、障害者の団体から下條委員、公募市民の篠原委

員、山崎委員の6名にお願いしたいと考えております。

委員：6名ですと3対3で意見が分かれた場合、どうなるのですか。

会長：併記してこの本審議会に諮るということになろうかと思えます。

事務局：スケジュールが大変タイトになっておりますが、その理由というのが、東京都福祉のまちづくり条例の施行が10月1日となっております。その施行前に府中市福祉のまちづくり条例も改正しておきませんと、内容が合わない部分が出てきてしまいます。その前に内容をご審議していただきたいと考えております。条例改正につきましては市内部で決定後、市議会に上程しますが、10月1日に間に合わせるためには9月の第3回市議会定例会に上程する必要があります。そこで7月中に提言いただいたものを改正案に反映したいと考えており、このようなスケジュールとなっております。

委員：平成8年に制定されたものが13年間全く改正されずに、今回大幅に改正されるということでしょうか。

事務局：東京都福祉のまちづくり条例が平成7年に施行されております。これを受けて府中市で独自に条例を制定したのが平成8年です。しかし、時代の流れもありまして内容が合わなくなってきたところや、新たな項目もありますので、東京都の条例改正にあわせて府中市も改正していきたいということです。

委員：資料4の条例案ですが、前文のところを下から3行目「安全で」安心して快適に暮らし続けるとしたほうがよいと思えます。第1条の目的と第2条の定義のところにも「安全」が入っていますし、日常の事故、震災への対応を含めて「安全」だと思いますので、ここにも「安全」を入れたほうがよいと思えます。

事務局：ただいまのご意見も案を作成する際に、参考にさせていただきたいと思えます。安全や安心についてのご議論も今後よろしくお願ひいたします。

委員：また、5ページの「情報の共有」のところですが、「事業者は・・・」となっております。「市」は入っていないのでしょうか。それとも新しい10条の「情報の提供」で読み取るのでしょうか。検討してください。

会長：これについても、検討したうえで案に反映していきたいと思えます。

今回はじめてということで、難しい言葉が出てきたりしておりますが、府中のまちを安全・安心、あるいはいきいきと生活できるシステムを作っていくということで、その一つとして福祉のまちづくり条例の改正をしていくということです。その辺も含めて論議をしていきたいと思えます。

その他、事務局からありますでしょうか。

事務局：平成20年度の福祉のまちづくりに関する実績について、お手元の資料5に基づきましてご説明いたします。1ページの1の事前協議件数ですが、これは、建築物が建築される前の設計段階での協議でして、総件数は119件です。そのうち、1の建築確認申請における事前協議件数は58件で、建築物の規模が比較的小さく、後ほどご説明します中高層建築物に該当しない建築物、具体的には集合住宅においては、10戸以下のもの、入院設備のない医療機関や薬局などが対象でご

ざいます。種類別申請件数は、表のとおりでございますが、このうち、公益施設の1件は郵便局の敷地内の増築工事、公衆トイレの1件はJR西府駅の南側に設置されました公園の車いす対応トイレの協議です。主な指導・助言内容として、アプローチの段差解消などの協議をいたしました。

続いて、2の地域まちづくり条例に基づく中高層建築物の事前協議件数は37件で、これは、規模が比較的大きい、高さが10m以上のもの、また集合住宅にあっては戸数が11戸以上のものなどです。種類別件数は、表のとおりで、公益施設の1件は保健所の仮設増築工事、学校施設の1件は東京外国語大学に異文化交流施設を増築する工事の協議などとなっております。主な指導・助言内容は、先ほどと同様にアプローチの段差解消、それから駐車場を設置する場合に障害者用駐車場の整備、エレベーターの福祉対応については、車いす専用操作盤・手すり・鏡・点字・音声案内等の協議をしております。

裏面をご覧ください。3の地域まちづくり条例に基づく開発行為の事前協議件数は24件でございます。この協議は500㎡以上の土地を区画するために必要な道路を整備する際の協議です。種類別には専用住宅23件、集合住宅1件でございます。主な指導・助言内容は既存道路と開発区域内道路との段差解消でございます。

続いて、2の工事完了結果における検査件数ですが、建築物が竣工した際に行う検査を56件行いました。

3ページと4ページは平成16年度から20年度までの年度別の件数を表示しております。

以上をもちまして、平成20年度の福祉のまちづくりに関する実績についての報告とさせていただきます。

次に、次回の日程でございますが、6月23日（火）午後4時からを予定しております。

会長：説明が終わりました。質問等ありますでしょうか。

なければこれで会議を閉会したいと思います。長い時間おつかれさまでした。

以上